

住民監査請求監査結果の概要について (政務活動費の返還請求について)

住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行い、監査委員の合議により結果を決定しました。また、同結果を請求人に通知し、これを公表しましたので概要をお知らせします。

1 請求人

1名

2 請求の提出日

令和6年2月22日(木)

3 請求の受理決定日

令和6年3月6日(水)

4 監査結果の通知日

令和6年4月22日(月)

5 その他

別添「住民監査請求監査結果の概要について」を参照。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：監査委員事務局 監査課 電 話：072-228-7899 ファックス：072-222-0333
----------------------------	-------------------------------------------------------------

住民監査請求監査結果の概要について
(政務活動費の返還請求について)

標記について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行いましたので、その概要をお知らせします。

- 1 請求人…………… 1名
- 2 請求の提出年月日…………… 令和6年 2月 22日
- 3 請求の受理決定年月日…………… 令和6年 3月 6日
- 4 監査結果の通知年月日…………… 令和6年 4月 22日
- 5 監査請求書の記載内容

第1 監査請求の趣旨

「自由民主党 西村昭三議員」(以下「西村議員」という。)が令和4年度の政務活動費の内、人件費、事務所費、駐車場代、事務費、自動車リース料、ガソリン代に支出した900,209円は後援会、政党活動、選挙活動、個人活動のための支出であり違法である。よって、監査委員は、堺市長に対し、政務活動費として支出した額900,209円の返還請求を行うことを勧告するよう求める。

第2 監査請求の理由

西村議員が代表を務めている後援会事務所及び政党支部は以下である。
政治資金収支報告書、政務活動費の事務所(使用)状況報告書から判断し全て同じ事務所を使用している。この事実を基に監査請求理由を述べる。

①西村昭三後援会

住所:堺市堺区大浜南2-2-16

代表者:久保照男

事務担当者:A

②自由民主党大阪府堺市第十三支部

住所:堺市堺区大浜南2-2-16

代表者:西村昭三

事務担当者:A

③自由民主党堺市堺区支部

住所:堺市堺区大浜南2-2-16

代表者:西村昭三

事務担当者:B

1 理由

1-1 人件費

政務活動費の人件費として、按分率100%として1,029,600円を支出している。事務員は1名:Aさんである。

しかし、令和4年度 西村昭三後援会 収支報告書によれば人件費として352,968円が経費計上されている。事務員は1名:Aさんである。政務活動費と後援会活動費から同じ事務員に給与が支出されており、重複している。

重複して支払われている人件費、352,968円は違法に支出されており返還を求める。

1-2 事務所費（駐車場代）

政務活動費の駐車場使用要領によれば契約車両はティアナという車両となっている。また、自動車リース契約書によればリース車両はクラウン2500HYBRIDとなっている。政務活動費からは個人使用車両の駐車場代への支出は認められていないことから駐車場代への支出、101,424円は違法に支出されており返還を求める。

1-3 事務所費、事務費

政治資金収支報告書によれば、自由民主党堺市堺区支部の事務所費として152,194円、西村昭三事務所の事務所費として351,724円が支出されている。

政務活動費からは按分率を80%として支出しているが、政治資金収支報告書での支出額で計算を行うと按分率は61%となる。

そのため、政務活動費から重複した金額が支払われており、不適切である、不当に支払われた245,208円の返還を求める。

また、同様の按分率80%で支出している事務費（電気・固定電話・水道）に関しても、61%とするのが適正であり、不当に支払われた83,374円の返還を求める。（なお、携帯については、次の議員のHPの活動報告により60%で計算している。）

1-4 自動車リース、ガソリン代

車両のリース費、ガソリン代は政務活動費から按分率を70%として支出されている。政務活動以外として私的使用と記載があるが、政党活動、後援会活動での使用が不明確であるため、議員のHPの活動報告が日報のように記載されていたため、議員の活動状況を分類しその比率を計算で按分率の根拠とした。

その計算結果からは55%が議員の政務活動となったが、議員の政務活動記録との誤差なども考慮し60%と判断した。

そのため、政務活動費から按分率を70%で支出された金額との差分、117,235円の返還を求める。（事実証明:西村議員活動状況）

No.	経常科目	返還金額
1	人件費	¥352,968
2	事務諸費 駐車場	¥101,424
	事務所	¥245,208
3	携帯、事務費	¥83,374
4	自動車リース、ガソリン代	¥117,235
	合計	¥900,209

「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」

第5条の3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援活動経費
- (5) 私的活動経費

本件支出は上記各号に該当するため、政務活動費を充ててはならない経費である。

2 請求額

計 ¥900,209円

※事務担当者名を「A」及び「B」と記したほかは、原則として原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。

6 監査の結果

本件監査請求をいずれも棄却する。

理由

1 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、請求人の示す政務活動費（以下「本件政務活動費」という。）は、違法に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し返還請求権を行使させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

以上のことから、本件政務活動費は違法不当に支出されたものかどうか、その結果、市長は西村昭三議員（以下「西村議員」という。）に返還請求等をすべきかどうかを監査対象事項とした。

2 政務活動費の制度について

(1) 政務活動費の規定について

ア 地方自治制度において対等の立場で相互のチェック・アンド・バランスにより行政運営を行う首長と議会の関係からすると、議事機関である議会や議員の活動は、執行機関である首長の支配、干渉を受けないことが保障されなければならない。よって、地方議会の活性化のために議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図る観点から制度化された政務活動費の使途については、会派や議員の自主的な判断に委ねられ、一定の裁量が認められていると考えられる。

イ 一方、政務活動費が公金であることを踏まえ、地方自治法第100条第15項で「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、堺市政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされ、同条第16項で「議長は、（中略）その使途の透明性の確保に努めるものとする」とされるなど、使途の透明性の確保が求められている。

ウ 条例においては、(ア) 政務活動費は、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派（所属する議員が1人の場合を含む。）又は議員に対して、議員1人当たり月額28万5,000円が交付されること（条例第1条、第2条、第3条第1項及び堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例）、(イ) 会派及び議員は、政務活動費を、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとし、交際費、選挙活動経費、政党活動経費、後援会活動経費、私的活動経費に充ててはならないこと（条例第5条第1項、第2項及び第3項）が規定されている。

エ そして、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員は、同条例施行規則で定める様式により、前年度の交付に係る政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、その支出に係る領収書の写しその他の証拠書類の写しとともに、毎年5月10日までに議長に提出しなければならない（条例第7条第1項及び第2項）、議長は速やかにその写しを市長に送付しなければならない（条例第7条第4項）とされている。

オ 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において第5条に定める政務活動に充てることができる経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第1項）とされている。

また、市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員の政務活動費の使途が、条例第5条の

規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の政務活動費の返還を当該会派又は議員に命じなければならない（条例第8条第2項）とされている。

カ さらに条例及び同条例施行規則だけでは政務活動費を充てることができる範囲の定義があいまいであるため、議会は、自主的に運用のルールとして「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）を定めている。

運用指針では、「政務活動及びその経費の範囲の基本指針」として、①政務活動費執行にあたっての原則（会派又は議員の各々の責任において適切に取り扱う）、②実費支出の原則（政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当する）、③按分の考え方として、按分による支出の原則（議員活動は、多面的であり、各々の活動を明確に区分することは困難であることから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適切であることが明らかな場合は、政務活動に要した部分の時間割合や面積割合等に基づき按分を行うことが必要となり、按分割合については、会派又は議員において、それぞれの状況に応じて適切に判断するものとする）との3原則を定めている。

(2) 違法性の判断基準

これまでに述べた地方自治法、条例、制度趣旨に鑑みると、政務活動に充てることができる経費の範囲については、第一義的には、交付を受けた各会派及び各議員の自律的判断に委ねるべきものであるところ、政務活動費の解釈及び実務上の運用を明確化し、その使途の適正を確保するために、議会自らが全会派及び全議員が遵守すべきものとして運用指針を定めていることから、政務活動費の支出の適法性については、当該運用指針に適合するか否かにより、判断することになる。

そして運用指針は、使途の透明性の確保と議員の自由な調査活動及び基盤の充実を図るという制度趣旨を両立する観点から、一般的な議員の活動実態を踏まえた上で、各議員が議長に提出すべき収支報告書等の様式及び証拠書類等を具体的に定めたものと解される。

このことから、各政務活動費の充当について①所定の様式及び証拠書類等が議長に提出されており、②按分率の根拠等を含め所定の記載がある場合で、③その適法性に係る議員の説明が社会通念上、妥当なものであるときには、運用指針に適合する充当が行われたものと推認される。

一方、所定の様式及び証拠書類等の提出がない場合や所定の記載がない場合には、運用指針に適合しないものとして、その充当が適法であることについて議員に厳格な立証責任が課されるものとする。

3 本件政務活動費についての検討

(1) 検討の対象

本件政務活動費として、西村議員が、政務活動費として支出した人件費、駐車場の賃借料、事務所の賃借料・事務費、自動車リース費用・ガソリン代を検討の対象とし、これらの経費について政務活動費の充当が認められるものか否かについて判断する。

(2) 人件費について

ア 事実関係の整理

西村議員からの提出を受けた文書回答及び挙証資料等により、次のことを確認した。

(ア) A事務員は、議員の事務所において、政務活動の事務補助として主に週に4日、9時～15時まで従事していること。（政務活動に係る出勤簿により確認）

(イ) A事務員は、後援会活動及び政党活動（以下「後援会活動等」という。）に係る事務補助を、

政務活動の事務補助に従事している時間以外（主に政務活動の事務補助に係る勤務時間外の15時～17時の時間帯）に行っていたこと。（後援会活動等に係る出勤簿により確認）

- (ウ) A 事務員に対する後援会活動等の事務補助に係る報酬は、政務活動費を充当している102万9,600円とは別に、西村昭三後援会（以下「後援会」という。）から33万6,000円が支払われており、支出面において政務活動費との混在はなかったこと。（領収書により確認）
- (エ) 後援会の令和4年分政治資金収支報告書に記載の人件費35万2,968円の内訳は、前記(ウ)の33万6,000円と、年末に行った書類送付事務の補助者2人分に対する報酬1万6,968円であったこと。

イ 請求人の主張に対する判断

- (ア) 監査請求書及び事実証明書等から解釈すると、請求人は、後援会及び自由民主党大阪府堺市第十三支部のそれぞれの令和4年分政治資金収支報告書の事務担当者欄に、政務活動の事務補助を行っているA事務員の氏名が記載されていたこと、また、後援会の令和4年分政治資金収支報告書に人件費35万2,968円が記載されていたことから、A事務員に対して政務活動費から支出（充当）している人件費102万9,600円には、後援会活動及び政党活動の人件費が含まれていると推測し、そのことを前提に、A事務員の人件費全額を（按分率100%により）政務活動費から支出（充当）とすることは違法であると主張している。
- (イ) しかし、前記ア(イ)及び(ウ)のとおり、A事務員には、政務活動費を充当している102万9,600円とは別に、後援会活動等の事務補助に係る報酬として後援会から33万6,000円支払っていることが確認されたことにより、政務活動の人件費において後援会活動等との混在がなかったことが明らかになったことから、請求人の主張はその前提を欠くことになる。
- (ウ) したがって、人件費への政務活動費の充当について運用指針に適合していないとは認められない。

(3) 駐車場の賃借料について

ア 事実関係の整理

西村議員からの提出を受けた文書回答及び挙証資料等により、次のことを確認した。

- (ア) 西村議員は、政務活動に使用する車両の駐車場として「堺大浜南町住宅駐車場」を賃借しているが、駐車場使用要領（当該駐車場の賃貸借契約書：平成28年10月13日締結）に契約車両として記載されている「ティアナ」は、平成28年当時には使用していたものではあるが、令和元年6月頃に処分し、同月から、政務活動に使用する車両として「クラウン2500HYBRID」をリース契約により使用していること。
- (イ) 西村議員は、令和元年6月20日に警察署長に「保管場所使用承諾証明書」を提出しているが、黒塗りのない当該証明書を確認したところ、「4 その他」欄に「クラウン」との記載があったことから、令和元年6月から当該駐車場に駐車している車両は、「クラウン2500HYBRID」であること。

イ 請求人の主張に対する判断

- (ア) 監査請求書及び事実証明書等から解釈すると、請求人は、駐車場使用要領（駐車場の賃貸借契約書）に、契約車両として「ティアナ」と記載されている一方で、自動車リース契約書にはリース車両として「クラウン2500HYBRID」が記載されていることから、「ティアナ」は政務活動費が充当できない、議員が個人所有する車両であると推測し、そのことを前提に、駐車場の賃借料への政務活動費の支出（充当）を違法であると主張している。
- (イ) しかし、前記アのとおり、駐車場使用要領（駐車場の賃貸借契約書）は、平成28年10月に作成されたものであり、契約車両として記載されている「ティアナ」は、平成28年10月

当時、使用していたものの、令和元年6月から「クラウン2500HYBRID」を使用していることが、前記「保管場所使用承諾証明書」等により、明らかになったことから、請求人の主張はその前提を欠くことになる。

(ウ) したがって、駐車場の賃借料への政務活動費の充当について、運用指針に適合していないとは認められない。

(4) 事務所の賃借料・事務費について

ア 事実関係の整理

西村議員からの提出を受けた文書回答及び挙証資料等により、次のことを確認した。

(ア) 後援会の令和4年分政治資金収支報告書に記載の事務所費35万1,724円について、その内訳は、政務活動を行っている同じ事務所(201号室、501号室)の賃借料総額のうちの20%である25万8,720円であったこと、残りの金額は、後援会の通信費として支出した費用8万7,724円、案内板設置のために支出した費用5,280円であったこと。(領収書により確認)

(イ) 自由民主党堺市堺区支部の令和4年分政治資金収支報告書に記載の事務所費15万2,194円について、その内訳は、チラシ折込配布料として支出した費用4万6,200円、会場費として支出した費用4万2,700円などであったこと。これにより政務活動を行っている事務所(201号室、501号室)の賃借料は含まれていなかったこと。(領収書により確認)

イ 請求人の主張に対する判断

(ア) 監査請求書及び事実証明書等から解釈すると、請求人の主張は次のとおり整理される。

a 後援会及び自由民主党堺市堺区支部のそれぞれの令和4年分政治資金収支報告書に記載されている事務所費35万1,724円及び15万2,194円の合計金額全額50万3,918円については、その全額が、政務活動を行っている同じ事務所(201号室、501号室)の賃借料であると推測される。

b そして、上記賃借料の合計50万3,918円は、同事務所の賃貸借契約上の賃借料総額129万3,600円の39%にあたる。

c このことから、政務活動費として充当できる賃借料の按分率は、61%である。

d しかし、西村議員は、政務活動費に係る賃借料を按分率80%により充当しているため、按分率61%で計算した金額との差額24万5,208円が不適切な政務活動費の支出(充当)であり、市に返還すべきである。

e また、その他の事務費(電気代、水道代、固定電話代)も、事務所の賃借料と同じく61%で按分すべきであるから、西村議員が充当した按分率80%との差額も、不適切な政務活動費の支出(充当)であり、市に返還すべきである。

(イ) しかし、前記アのとおり、後援会及び自由民主党堺市堺区支部のそれぞれの令和4年分政治資金収支報告書に記載されている事務所費の計上額には、通信費、案内板設置費用、チラシ折込配布の費用、会場費として支出した費用など、事務所における様々な経費も含んでいることが確認されるとともに、賃借料部分においては、同事務所の契約上の賃借料総額に対して按分率20%の25万8,720円を計上していることが確認された。この賃借料に、政務活動費計上分80%の賃借料103万4,880円を合計すると129万3,600円となり、賃貸借契約上の賃借料総額と一致する。

以上のように賃借料の混在・重複計上がないことが明らかになったことから、請求人の主張はその前提を欠くことになる。

(ウ) したがって、事務所の賃借料・事務費への政務活動費の充当について、運用指針に適合していないとは認められない。

(5) 自動車リース費用・ガソリン代について

ア 請求人の主張に対する判断

- (ア) 請求人は、西村議員のホームページに掲載されている活動記録をもとに、一日単位で政務活動と政務活動以外の活動（後援会活動、政党活動、個人活動）とに択一的に分類し、全ての活動日数に占める政務活動を行った日数の割合が55%であったことを理由に、誤差を考慮した上で、自動車リース費用及びガソリン代について政務活動費が充当できる経費は按分率60%であり、それを超える部分を違法であると主張している。
- (イ) これに関連し、請求人が主張するように、西村議員のホームページに掲載された活動記録が、自動車リース費用等の支出に係る按分率の算定根拠になり得るのかについて検討する。
- (ロ) この点、インターネットのホームページへの掲載は、公に発信することが前提となっているため、通常、その発信する内容を吟味し、取捨選択することが考えられることや、一日に掲載できるトピックや文字数などの制約を考慮すると、当該活動記録は議員の多岐にわたる活動のうちの一部を編集し、掲載したものにすぎないと考えられる。
- (ハ) 以上のことから、当該活動記録は、リース自動車の使用に係る政務活動費充当の按分率の根拠資料として利用できる性質のものではないと考える。よって、請求人が主張する当該活動記録に依拠した按分率には、根拠がないと言わざるを得ない。
- (ニ) 一方、西村議員については、運用指針に従い、所定の様式及び自動車リース契約書や支払い事実が確認できる書類を含めた証拠書類の写しを議長に提出しており、その記載内容についても按分率の根拠等を含め所定の記載がなされていた。また、関係人調査における主張についても、格別、不合理な点は見受けられない。
- (ホ) したがって、自動車リース費用・ガソリン代への政務活動費の充当について、運用指針に適合していないとは認められない。

4 結 論

以上のことから請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件政務活動費が違法不当に支出されたものとは認められないから、この主張に基づく措置についても理由がない。

よって、監査の結果のとおり決定する。

(なお、本件監査において、議員のうちから選任された監査委員2名は除斥となった。)

※監査結果の全文は、以下のホームページで公開しています。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/kansa/kansaka_jokyo/sochi_jokyo/sochi_jonitsuki.html